

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年5月28日改定）

掲載日 2025年5月28日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第 51 条（本サービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 当行及び提携会社等の商品・サービス等の案内並びにキャンペーンのお知らせその他の広告物の表示及び提供（プッシュ配信を含み、以下本章において「広告宣伝等」といいます。）</p> <p>③ その他当行が別途定めるサービス</p>	<p>第 51 条（本サービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①（同左）</p> <p>② <u>おかねの未来図サービス</u></p> <p>③ 当行及び提携会社等の商品・サービス等の案内並びにキャンペーンのお知らせその他の広告物の表示及び提供（プッシュ配信を含み、以下本章において「広告宣伝等」といいます。）</p> <p>④ その他当行が別途定めるサービス</p>
<p>第 52 条（取引情報等の表示サービス）</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 取引情報等の表示サービスに基づいて取引等を行うことにより利用者が発生した損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>	<p>第 52 条（取引情報等の表示サービス）</p> <p>1～8（同左）</p> <p>9 取引情報等の表示サービスに基づいて取引等を行うことにより利用者が発生した損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第 52 条の 2（おかねの未来図サービス）</u></p> <p><u>1 おかねの未来図サービスは、次の各号のとおりです。</u></p> <p><u>① 利用者の資産状況及び貯蓄の目的等に基づき、目的の実現度合のシミュレーション（以下本章において「シミュレーション」といいます。）を表示するゴールサポートサービス</u></p> <p><u>② 利用者の設定した支出の予算額及びその使用状況等（以下本章においてこれらを総称し「予算額等」といいます。）を表示する家計管理サポートサービス</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、シミュレーション及び予算額等（以下本章においてこれらを総称し「評価結果」といいます。）の表示をしようとするときは、利用者は、当行所定の方法により行ってください。</u></p> <p><u>3 おかねの未来図サービスは、一般に公開されている統計データ及び推計データをもとに評価結果を表示しています。また、当行は、評価結果の正確性、安全性及び信頼性について、何ら保証するものではなく、おかねの未来図サービスの内容は予告なく変更することがあります。</u></p> <p><u>4 利用者は、おかねの未来図サービス及びその評価結果を自らの判断と責任において利用するものとし、おかねの未来図サービス及びその評価結果に基づいて取引等を行うことにより利用者が発生した損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>第 55 条（生体認証）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 当行は、生体認証の際に利用者が入力した生体情報と登録生体情報の一致を確認した場合、利用者が生体認証を利用したものとみなし、登録生体情報の偽造、変造、盗用若しくは不正使用、又は利用者端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用若しくは不正アクセス等により利用者が生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>7～8（略）</p>	<p>第 55 条（生体認証）</p> <p>1～5（同左）</p> <p>6 当行は、生体認証の際に利用者が入力した生体情報と登録生体情報の一致を確認した場合、利用者が生体認証を利用したものとみなし、登録生体情報の偽造、変造、盗用若しくは不正使用、又は利用者端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用若しくは不正アクセス等により利用者が生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>7～8（同左）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月28日改定）**

現 行	改定後
<p>第 56 条（パスコード等の管理等）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 パスコード等又は利用者端末の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>	<p>第 56 条（パスコード等の管理等）</p> <p>1～3（同左）</p> <p>4 パスコード等又は利用者端末の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>
<p>第 59 条（利用停止等）</p> <p>1（略）</p> <p>2 当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、利用者情報、取引情報、手入力情報、取得情報及び提携会社等から利用者の同意に基づき取得する情報（以下本章においてこれらを総称して「利用者情報等」といいます。）の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>3 利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</p> <p>4（略）</p>	<p>第 59 条（利用停止等）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、利用者情報、取引情報、手入力情報、取得情報、<u>評価結果</u>及び提携会社等から利用者の同意に基づき取得する情報（以下本章においてこれらを総称して「利用者情報等」といいます。）の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</p> <p>①～⑦（同左）</p> <p>3 利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報等、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</p> <p>4（同左）</p>
<p>第 60 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを <u>あわせて</u>「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第 60 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを <u>総称して</u>「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>①～⑤（同左）</p> <p>2～4（同左）</p>
<p>第 62 条（保証の否認及び免責）</p> <p>1 当行が、本章による本人確認方法により利用者本人からの請求として本サービスの取扱いを受け付けましたうちは、本サービスに係る取扱いが利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、本サービスに起因又は関連して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>	<p>第 62 条（保証の否認及び免責）</p> <p>1 当行が、本章による本人確認方法により利用者本人からの請求として本サービスの取扱いを受け付けましたうちは、本サービスに係る取扱いが利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p> <p>2～5（同左）</p> <p>6 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、本サービスに起因又は関連して生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、そ</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月28日改定）**

現 行	改定後
<p>7 当行は、利用者情報、取引情報及び手入力情報を、実績があると当行が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、利用者情報、取引情報及び手入力情報について保存義務を負うものではありません。</p> <p>8 利用者は、利用者情報、取引情報及び手入力情報について当行に保存義務がないことを認識のうえ、自己の責任において利用者情報、取引情報及び手入力情報のバックアップを行うものとします。当行は、当行による同期機能の提供が、期待する機能・商品的価値・正確性・確実性・有用性・完全性・最新性等を有すること及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</p> <p>9～10 （略）</p>	<p>の限りでないものとします。</p> <p>7 当行は、利用者情報、取引情報、手入力情報及び評価結果を、実績があると当行が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、利用者情報、取引情報、手入力情報及び評価結果について保存義務を負うものではありません。</p> <p>8 利用者は、利用者情報、取引情報、手入力情報及び評価結果について当行に保存義務がないことを認識のうえ、自己の責任において利用者情報、取引情報、手入力情報及び評価結果のバックアップを行うものとします。当行は、当行による同期機能の提供が、期待する機能・商品的価値・正確性・確実性・有用性・完全性・最新性等を有すること及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</p> <p>9～10 （同左）</p>
<p>第 64 条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>	<p>第 64 条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>

以 上